

おかげさまで 開業11周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2019年3月号

3月になり、新年度へ向けて一気に慌ただしくなる時期ですね。花粉も飛び始めて、花粉症の方には悩ましい季節になりましたね。弊事務所では、今年の春は暖かい見込みで、例年より多く飛ぶとのことですので、消費税率が上がる前に空気清浄機を新たに調達いたしました。これからその効果が期待されます。

すでにご案内の通り、残業時間の上限規制や有給休暇の付与義務が4月より施行となります。残業時間の上限規制は、中小企業については、来年度からとなりますが、対策は早めに具体的に決め、今年度から少しずつでも実施した方が良いと思います。また、有給休暇の管理や例年ほとんど取得しない従業員の対応等、対策はお済でしょうか。会社として早めに具体的な検討した方が良いと思います。

3月のトピックス

- ・ パワハラ対策法案要綱について
- ・ 障害者雇用推進法の見直しについて
- ・ 公的医療保険の扶養家族要件の見直しについて

パワハラ対策法案要綱について

厚生労働省の労働政策審議会は、企業に相談体制の整備等、パワハラ対策を義務づける雇用対策推進法改正案などの要綱を了承しました。改正法案を今国会に提出し、成立すれば1年内に施行されますが、中小企業に対しては2年の猶予期間を設けられます。また、同審議会では、一般事業主行動計画の策定等の義務を101人以上の事業主に拡大する女性活躍推進法の改正案要綱も了承されました。

障害者雇用推進法の見直しについて

障害者雇用促進法の見直しにつきまして、労働政策審議会の分科会が意見書をまとめました。水増し問題を受け、厚生労働省に調査権限を持たせ、障害者手帳のコピー等の書類の保存も法律で義務付けられます。また、国から支給される民間企業向けの給付金について、週10時間以上の雇用でも支給（現状は週20時間以上が対象）すること、障害者雇用に積極的な中小企業を認定する制度の創設も提言されました。

公的医療保険の扶養家族要件の見直しについて

政府は、健康保険法等の改正案を閣議決定し、健康保険組合、協会けんぽの加入者の扶養家族の対象を、原則国内居住者に限定することとしました。留学や海外赴任への同行など一時的な国外子中は例外として扶養家族にできること、厚生年金加入者の配偶者の受給資格要件に一定期間の国内居住を追加することなども規定されます。2020年4月施行の方針です。

